業種分類	資本金・従業員の規模
① 製造業、建設業及び運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の
	会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以
	下の法人及び個人
② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の
	会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以
	下の法人及び個人
③ サービス業(ソフトウェア業、情報処理サ	資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下
ービス業及び旅館業を除く。)	の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人
	以下の法人及び個人
④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下
	の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人
	以下の法人及び個人
⑤ ゴム製品製造業(自動車及び航空機用の	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の
タイヤ及びチューブの製造業並びに工場用	会社又は常時使用する従業員の数が 900 人以
ベルトの製造業を除く。)	下の法人及び個人
⑥ ソフトウェア業及び情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の
	会社又は常時使用する従業員の数が300人以
	下の法人及び個人
⑦ 旅館業	資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下
	の会社又は常時使用する従業員の数が 200 人
	以下の法人及び個人
⑧ その他の業種	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の
	会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以
	下の法人及び個人
⑨ 医療法人、社会福祉法人、学校法人、農事	常時使用する従業員の数が 300 人以下の者
組合法人、農業法人	
⑩ 中小企業支援法第2条第1項第4号に規	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から
定される中小企業団体	⑧までの従業員の規模以下の者
⑩ 特別の法律によって設立された組合及び	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から
その連合会	⑧までの従業員の規模以下の者
② 財団法人及び社団法人	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から
	⑧までの従業員の規模以下の者
③ 特定非営利活動法人	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から
	⑧までの従業員の規模以下の者